

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
新 旧 対 照 条 文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該指定居宅介護事業所の<u>全ての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）</u>に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 (2) (略) (3) 当該指定居宅介護事業所の<u>全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</u> (4) (略) (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した<u>全ての居宅介護従</u>	一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準 イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 当該指定居宅介護事業所の<u>すべての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）</u>に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 (2) (略) (3) 当該指定居宅介護事業所の<u>すべての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。</u> (4) (略) (5) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した<u>すべての居宅介護</u>

業者にに対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

- (7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

- (6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

- (7) 当該指定居宅介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の

ロ・ハ (略)

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9)・(10) (略)

ロ・ハ (略)

- (1) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) (略)
- (3) 当該指定重度訪問介護事業所のすべての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。
- (4) (略)
- (5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用したすべての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 当該指定重度訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。
- (9)・(10) (略)

(1)の厚生労働大臣が定める基準

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者（あらかじめ指定同行援護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定同行援護を行う同行援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

- (2) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。

- (一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

- (二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービスの提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受

けること。

(3) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(5) 当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。）の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。

(7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年

以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) 指定障害福祉サービス基準第七条において準用する第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ 特定事業所加算Ⅱ

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、

(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

ハ 特定事業所加算Ⅲ

イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

五 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6・3・イ、6・4・イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄か

三 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6・3・イ、6・4・イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2

ら2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

六 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) (略)

- (3) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) (略)

- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) (略)

- (7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了し

点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

四 介護給付費等単位数表第3の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者（あらかじめ指定行動援護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定行動援護を行う行動援護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) (略)

- (3) 当該指定行動援護事業所のすべての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) (略)

- (5) 当該指定行動援護事業所の新規に採用したすべての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。

(6) (略)

- (7) 当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所のすべてのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修

ている場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

七| 介護給付費等単位数表第9|の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

八| 介護給付費等単位数表第14|の13の注、第15|の11の注及び第16|の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第14|の1のイの就労移行支援サービス費(I) 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第15|の1のイの就労継続支援A型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第15|の1のロの就労継続支援A型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第16|の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8)・(9) (略)

ロ・ハ (略)

五| 介護給付費等単位数表第8|の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

六| 介護給付費等単位数表第13|の13の注、第14|の11の注及び第15|の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第13|の1のイの就労移行支援サービス費(I) 施設外就労利用者の数を六で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第14|の1のイの就労継続支援A型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第14|の1のロの就労継続支援A型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(4) 介護給付費等単位数表の第15|の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(5) 介護給付費等単位数表の第16の1のロの就労継続支援B型
サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

別表第一

別表第一		調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
別表第二 (略)	視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない。)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
	視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
	移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。
注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含むこと。

(5) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援B型
サービス費(Ⅱ) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

別表
(略)